

平成 28 年度 第 2 回 評議員会議事録

1. 召集通知 平成 28 年 10 月 31 日
2. 開催日時 平成 28 年 11 月 18 日(金) 午後 2 時 ~ 3 時 20 分
3. 開催場所 ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室・社協研修室
4. 評議員総数 40 名
5. 出席した評議員数 36 名

司会者菱沼事務局長は、出席評議員数が過半数に達したので、定款第 15 条第 7 項により評議員会が成立した旨宣言し、会議に入った。

秋山 精一 会長あいさつの後、司会者より議長選出について諮ったところ、司会者一任の声があったので、堀越 克夫 評議員を議長に指名した。堀越 評議員が議長席に着き議事に入った。

堀越 議長あいさつの後、議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、議長一任の声があったので、秋本 勝利 評議員 ・ 渡邊 久子 評議員 の 2 名を指名した。

次いで議事に入った。堀越 議長は、議案第 1 号「名誉会長及び顧問の選任同意について」を上程し、事務局に説明を求めた。

太田企画総務課長は、議案第 1 号 名誉会長及び顧問の選任同意について、名誉会長及び顧問の任期が平成 28 年 11 月 25 日で満了することに伴い、次期名誉会長には、引き続き 青木 克徳 葛飾区長を選出すること、顧問には前葛飾区長の 青木 勇 氏を選出する旨の説明を行った。任期は平成 28 年 11 月 26 日から平成 30 年 11 月 25 日までの 2 年間であること、名誉会長及び顧問は理事会、評議員会の議決を得て、会長が委嘱することになっており、去る 10 月 28 日に開催した第 3 回理事会を経て、本評議員会に諮るものであることを述べ、審議の結果、名誉会長に 青木 克徳 葛飾区長、顧問に前葛飾区長の 青木 勇 氏を選した。

堀越 議長が、議案第 1 号について場内に諮ったところ、全会一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣した。

次に 堀越 議長は、議案第 2 号「次期役員を選任について」を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、議案第 2 号 次期役員を選任について、理事及び監事の任期が

平成 28 年 11 月 25 日で満了することに伴い、各団体から推薦のあった方々の選任について諮る旨の説明を行い、理事 15 名、監事 2 名について、任期は平成 28 年 11 月 26 日から平成 30 年 11 月 25 日までの 2 年間であることを述べ、審議の結果、下記の者を役員に選した。

理 事	秋山 精一	理 事	岩城 堅司	理 事	星野 伊三郎
理 事	菱沼 実	理 事	浦岡 秀次	理 事	小林 隆猛
理 事	大山 安久	理 事	浜田 光男	理 事	浅野 幸継
理 事	安藤 進	理 事	根岸 哲夫	理 事	信川 仁道
理 事	根本 文夫	理 事	中井 章夫	理 事	丹 保
監 事	本宮 宏	監 事	安田 信義		

堀越 議長が、議案第 2 号について場内に諮ったところ、全会一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣した。

続いて 堀越 議長は、議案第 3 号「社会福祉法の改正に伴う定款の変更について」を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、議案第 3 号 社会福祉法の改正に伴う定款の変更について、先の通常国会において、社会福祉法等の一部を改正する法律が可決成立し、来年 4 月 1 日に施行され、この改正法に伴い、厚労省の社会福祉法人モデル定款、全国社会福祉協議会の法人社協モデル定款が改定されることから、葛飾区社会福祉協議会の定款変更をお願いするものとの提案理由に続き、変更内容についての説明を行った。なお、定款のもととなっている全国社会福祉協議会の法人社協モデル定款については、未だ案のまま確定版は示されていないため、本定款変更案もこの後、全国社会福祉協議会の法人社協モデル定款が確定した後、若干の修正が入ることになる旨、また、定款の変更については、理事会、評議員会で決定を得た後、監督官庁(認可庁)である葛飾区長の認可を得て、初めて成立することになり、すでに所管の福祉部福祉管理課とは事前の調整に入っているが、この後も区から指導があれば、この修正の必要が生じてくることから、これらによる今後の若干の修正等があることに了承されたうえで、本案の決定をいただきたくお願いするものである旨、併せて説明をした。

堀越 議長が、議案第 3 号「社会福祉法の改正に伴う定款の変更について」は、先ほどの説明のとおりだが、今後、全国社会福祉協議会より示される法人社協モデル定款等に準拠した修正を行う旨、及び今後必要に応じて監督官庁の指示に従い、軽微な修正があり得る旨を含め、原案どおり決定してよろしいか場内に諮ったところ、全会一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣した。

続いて 堀越 議長は、報告第 1 号「次期評議員の委嘱について」及び報告第 2 号「事務事業評価の実施結果について」の 2 件を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、報告第 1 号 次期評議員の委嘱について、11 月 25 日の任期満了に伴い、定款第 17 条により各団体から推薦のあった 40 名を、去る 10 月 28 日に開催した第 3 回理事会において選任した旨を報告した。なお、任期の終期、平成 29 年 3 月 31 日については、先ほどの議案第 3 号の定款の改正で説明をさせていただいたとおり、私どもの現行の定款上の任期は委嘱の日から 2 年だが、社会福祉法等の一部を改正する法律の規定により来年 3 月 31 日に満了することになる旨併せて報告した。

更に太田企画総務課長は、報告第 2 号 事務事業評価の実施結果について、今年度は事務局による事務事業評価を去る 8 月 15 日、16 日の両日に行ったこと、評価対象事業(37 事業)のうち拡充、再構築、休止・廃止となった事業を中心に事務事業評価結果の詳細について判断理由を説明したうえで、評価結果を受け今後の取り組み方針を検討し、来年度以降の事業運営に反映していく旨の説明を行った。

堀越 議長が、報告第 1 号及び報告第 2 号について場内に諮ったところ、全会一致をもって承認された。

続いて 堀越 議長は、報告第 3 号「平成 29 年度重点取り組み事業について」及び報告第 4 号「第 3 次地域福祉活動計画及び第 2 次ボランティア活動推進計画の検討経過について」の 2 件を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、報告第 3 号 平成 29 年度重点取り組み事業について、①「第 3 次地域福祉活動計画と第 2 次ボランティア活動推進計画」では、両計画の初年度として、計画期間である今後 5 年間を見据えた地域福祉を総合的に推進するため、区民の参加・協力を得ながら、関係機関等と協働のもとに計画事業の着実な進捗に取り組んでいくこと、②「小地域福祉活動の推進」では、19 全地区での実施を受け、社協職員による支援体制(地区担当制)を推進し、各地区の取り組みが深化するよう継続した活動を働きかけ、情報交換会や地区間のネットワークづくりを進めるとともに、区民への浸透をはかること、また助成金の活用方法を含めた支援方法の見直し、検討を行うこと、③「会員増強・PR 活動の拡充」では、福祉協力委員による増強活動への働きかけと支援をさらに強めるとともに、主催事業や地域行事、区行事などの場を最大限活用し、社協への区民の理解を進め、増強活動をより積極的に進めることにより会員増強を進めていくこと、また社協だよりとホームページの充実に加え、新しい情報交換手段の活用を検討し、PR 活動の拡充を図っていくこと、④「成年後見センター事業の推進」では、区との連携を密にしつつ、包括支援センターや介護事業所、高齢者施設等との連絡態勢を強化して潜在需要の発掘を進めることにより、後見等の区長申立て案件について区送付を拡大し、社協の法人後見等の受任増をはかり、これらにより市民後見人養成講座修了者の活用を進めること、また相談事業については、関係機関への PR 拡

大による普及を進め、訪問援助事業については、成年後見と同様に潜在需要の発掘をはかり、利用拡大を行うこと、さらに増加するひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が住みなれた地域で最後まで安心して生活できる環境を整える方法を、区や関係機関とともに検討すること、⑤「ボランティア活動の推進」では、「第2次ボランティア活動推進計画」の初年度として、葛飾区におけるボランティア活動の活性化をはかるため「ボランティア人材の育成」「情報収集・発信の強化」「協働・連携の推進」を柱に、関係団体や地域のさまざまな活動とも連携しながら、計画に掲げる取り組みを着実に進め、中でも災害ボランティア活動支援については、その充実に向け、地域貢献活動サポートデスクを活用しながら、災害支援団体(NPO・NGO)や近隣社協等との連携態勢づくりを一層進めていくこと、⑥「区内社会福祉法人との連携」では、平成28年3月31日に成立した社会福祉法の一部改正により、社会福祉事業及び公益事業を行うにあたり、日常生活や社会生活上支援を要する者に対する無料または低額な料金で福祉サービスを提供する責務が明記されたことから、社協の本来目的であるこの責務を、改正法の趣旨に則り、本区でより充実した事業として実現させるため、区内社会福祉法人との連携をはかっていくことについて、それぞれ説明を行った。

続いて太田企画総務課長は、報告第4号 第3次地域福祉活動計画及び第2次ボランティア活動推進計画の検討結果についてのうち、第3次地域福祉活動計画部分について、地域福祉活動計画は社協の基本となる計画で、平成24年に第2次の5か年計画を策定し、この計画に沿って様々な事業を展開してきたが、この計画期間が来年3月をもって満了するため、次期計画にあたる第3次地域福祉活動計画の策定作業を進め、現在策定作業中ではあるが、中間まとめの段階に至ったため、内容についての説明を行った。この後、12月5日開催の第3回策定委員会において、本計画が素案として成立した後、12月下旬から来年1月にかけてパブリックコメントを実施し、広く区民の意見をいただき、これらを踏まえて計画をまとめていく旨の説明を行った。

続けて田浦ボランティアセンター所長は報告第4号のうち、第2次ボランティア活動推進計画について、ボランティア活動推進計画は葛飾区におけるボランティア活動の更なる活性化を図るため、地域福祉活動計画の関連計画として平成25年3月に策定したもので、計画期間が満了となる今年度、地域福祉活動計画の見直しに併せて同じように見直し改訂作業を検討委員会を設置し行っており、ほぼ計画書としてまとめたため報告をさせていただき、この説明を行った。また、検討委員会委員で検討を重ねてきたが、今回特徴的な点として、委員の中に都立葛飾野高校ボランティア部の生徒2人と明治学院大学の学生1人に入ってもらい、なるべく若い世代の方にもできるだけボランティア活動に関心を持って参加してもらえるように高校生、大学生からも率直な意見を聞きながら検討を進めてきたところであり、12月下旬から来年1月にかけて、先ほどの地域福祉活動計画と併せてパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの意見を踏まえて、3月には正式な計画書としてまとめていく旨の説明を行った。

堀越 議長が、報告第3号及び報告第4号について場内に諮ったところ、全会一致をもって承認された。

最後に 堀越 議長は、その他について事務局の説明を求めた。

田浦ボランティアセンター所長はその他について、11月20日(日)に第28回ボランティアまつりが開催されること、またボランティアまつりの目的や内容について説明を行い、評議員の方々の来場についてもお願いをした。

堀越 議長は、以上をもって審議全部が終了した旨宣言し、議長を降任すると宣して議長席を降りた。

菱沼事務局長が閉会のことばをのべて、午後3時20分散会した。

上記の議決を明確にするため、この議事録をつくり、議長及び議事録署名人がこれに押印する。

記 録 : 加藤